

○ 食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和 2 年 8 月 31 日付け 2 消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改 正 後	改 正 前
第 3 食品循環資源利用飼料の安全確保に係る基本的な考え方について 1・2 （略） 3 飼料製造業者等の届出及び飼料の安全確保に係る関係者相互の協力・確認体制について （1）飼料製造業者等の届出について 以下①から④までにより、飼料安全法に基づく飼料製造業者等の届出を適切に行う必要がある。 ①～④ （略） （削る） （2）～（7）（略）	第 3 食品循環資源利用飼料の安全確保に係る基本的な考え方について 1・2 （略） 3 飼料製造業者等の届出及び飼料の安全確保に係る関係者相互の協力・確認体制について （1）飼料製造業者等の届出について 以下①から⑤までにより、飼料安全法に基づく飼料製造業者等の届出を適切に行う必要がある。 ①～④ （略） ⑤ <u>なお、プロピオン酸等を飼料に添加する場合には、飼料安全法第 25 条第 1 項に基づき、飼料製造管理者を設置するとともに、農林水産大臣に飼料製造管理者届を提出しなければならない。</u> （2）～（7）（略）